

○社会福祉士及び介護福祉士法

(喀痰吸引等業務の登録)

第四十八条の三 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る。)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 喀痰吸引等業務開始の予定年月日
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(登録基準)

第四十八条の五 都道府県知事は、第四十八条の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

- 一 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。
- 二 喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。
- 三 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 第四十八条の三第二項各号に掲げる事項

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則

(登録の申請)

第二十六条の二 法第四十八条の三第二項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 三 申請者が法第四十八条の四各号に該当しないことを誓約する書面
- 四 申請者が法第四十八条の五第一項各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類

2 法第四十八条の三第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、法第二条第二項に規定する喀痰吸引等(以下「喀痰吸引等」という。)を行う介護福祉士の氏名とする。

(平二三厚労令一二六・追加)

(登録基準)

第二十六条の三 法第四十八条の五第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 介護福祉士による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を受けること。
- 二 喀痰吸引等を必要とする者(以下「対象者」という。)の状態について、医師又は看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士と共有することにより、医師又は看護職員及び介護福祉士の間における連携を確保するとともに、当該医師又は看護職員と当該介護福祉士との適切な役割分担を図ること。
- 三 対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成すること。
- 四 喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。
- 五 対象者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくこと。
- 六 前各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務(次項第二号及び第七号において「喀痰吸引等業務」という。)に関する書類を作成すること。

2 法第四十八条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 第一条各号に掲げる行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が基本研修又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)別表第四若しくは別表第五若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第二条第一項第二号の表、別表第四、別表第四の二若しくは別表第五に定め

- る医療的ケア(次号において「医療的ケア」という。)を修了している場合であつて、
実地研修を修了している場合にのみその介護福祉士にこれを行わせること。
- 二 第一条各号に掲げる行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該
介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了している場合であつて、実地研修を修了
していない場合には、その介護福祉士に対して次に掲げる要件を満たす実地研修を行
うこと。
- イ 第一条各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該行為を別表第一第二号の表
下欄に定める回数以上実施するものであり、かつ、介護福祉士が修得すべき知識及
び技能について、医師、保健師、助産師又は看護師(別表第三において「医師等」
という。)が当該行為に関し適切にその修得の程度を審査するものであること。
- ロ イの審査により、実地研修において修得すべき知識及び技能を修得したと認めら
れる介護福祉士に対して、実地研修修了証を交付するものであること。
- ハ ロの実地研修修了証を交付した場合には、当該実地研修修了証の交付を受けた介
護福祉士の氏名、生年月日、住所及び交付年月日を記載した帳簿を作成するととも
に、喀痰吸引等業務を廃止するまで保存するものであること。
- ニ 実地研修修了証の交付状況について、定期的に前条第一項の都道府県知事に報告
するものであること。
- 三 医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置、喀痰吸引等を安全に実
施するための研修体制の整備その他の対象者の安全を確保するために必要な体制を確
保すること。
- 四 喀痰吸引等の実施のために必要な備品等を備えること。
- 五 前号の備品等について衛生的な管理に努めることその他の感染症の発生を予防する
ために必要な措置を講ずるよう努めること。
- 六 前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得るこ
と。
- 七 喀痰吸引等業務に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために
必要な措置を講じること。
- 3 法第四十八条の五第一項第三号の厚生労働省令で定める場合は、介護福祉士が医療法
第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所において喀痰吸引等
を実施する場合とする。